

県内介護サービス事業所・施設等を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和2年度社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防対策
推進事業の実施について（通知）

本県の高齢者福祉施設等の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症への対応が求められる県内社会福祉施設等に対して、感染予防対策にか
かる取組を支援するため、今般、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大予防対
策推進事業補助金」を創設しました。

については、当該補助金の交付を希望する場合には、下記により、交付申請書等の提出をお願いし
ます。

(担当：長寿社会課介護保険・施設担当 安達 電話0857-26-7175)

記

1 事業内容

介護サービス事業所・施設を含む社会福祉施設等がサービスを提供するために支出した感染対
策に係る衛生用品購入費等の経費に対して、補助率9/10、1施設あたり20万円を上限とし
て支援する。(制度の詳細については、補助金交付要綱もご参照下さい。)

※令和3年1月14日から申請時までには支出した経費に限る。

2 対象施設

- (1) 介護分野 県内の介護サービス事業所・施設 等
- (2) 障がい分野 県内の障がい福祉サービス事業所・施設 等
- (3) 子育て分野 県内の保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、
幼稚園

※具体的な対象事業所・施設は、補助金交付要綱「別表」をご参照ください。

3 申請方法について

交付申請は、法人単位で、介護分野・障がい分野、子育て分野ごとに行っていただきますように
お願いします。

(例) 同一法人が、介護サービス2事業所、障がい福祉サービス事業所2事業所分の申請を行う場合、介護分
野・障がい分野2つの申請書を提出。

(1) 提出書類

①申請書 ②申請額内訳 ③領収書等の写し ④口座振込依頼書

(2) 提出期限 令和3年3月15日(月) ※現在、提出期限の延長を検討中です。

(3) 提出方法 上記提出書類を以下の宛先へ郵送してください。

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 安達宛

※障がい分野、子育て分野の申請先については、添付チラシをご参照ください。

4 その他

本県では、今回創設した上記補助金のほか、「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援
補助金(介護分野)」により、感染対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり
増し経費が発生した県内の介護サービス事業所・施設等を支援しています。(補助率10/10、
1施設あたりの上限度額：サービス類型毎に設定)

当補助金を未申請の事業所におかれましては、こちらの補助金の活用もご検討いただきますよ
うお願いします。(上限度額まで申請されていない場合、追加申請も可能です。)

<「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分野）」事業概要>

区分	対象事業所	対象経費（例）	補助率	上限額
感染対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した <u>県内すべての介護サービス事業所施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生用品等の要する物品購入費 ● 消毒費用・清掃費用 ● 追加的人件費等 	<u>10/10</u>	サービス類型毎に設定
在宅サービス事業所における環境整備助成事業	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った <u>県内在宅サービス事業所</u>	3密を避けてサービスを提供するために必要な環境整備のための経費 ・長机 ・飛沫防止パネル ・タブレット等 ICT 機器 等		200千円/事業所

※同一の対象経費に対して、「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分野）」と「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策事業補助金」を重複して申請することはできません。

<申請方法>

○最終申請期限 令和3年2月26日（金）

○申請書類及び申請方法については 下記の県長寿社会課ホームページからご確認いただけます。

【URL】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/261345.htm>